

## 盛愛育会 役員報酬等の支給規程

### (理事長報酬)

第1条 社会福祉法人盛愛育会理事長に対し、予算の範囲内で報酬を支給する。  
報酬額は、年額10万円とする。但し、年度中に理事長に交替が生じた場合はこの限りではない。理事長は、随時必要に応じて出勤し、業務、決裁等を行うものとする。

### (理事長が死亡した場合、又は退任した場合に係る報酬の支払)

第2条 理事長が任期の中途に於いて、次の各理由の一に該当することになった場合における報酬額は、月割計算によって支払うものとする。

- (1) 死亡したとき
- (2) 退任、又は解雇されたとき

2 前項の事由が生じたときに支払う報酬は、その事由の生じた日の属する月を1か月として計算する。

### (理事長が交替した場合に係る報酬の支払)

第3条 任期の中途において理事長に交替があった場合、新たな理事長に支払う報酬額の計算期間は、就任した日の属する月を1か月とし、月割計算によって支払うものとする。

### (報酬の支払)

第4条 第1条の規定に基づく報酬の支払は、年2回とする。

- (1) 1回目 12月                      2回目 6月

2 第2条の規定に基づく支払は、その事由の生じた月から1週間以内に支払うものとする。

付則 この規程は平成22年1月30日より施行する。

平成25年11月30日一部改正し、平成25年12月1日より施行する